

未活用労働指標等に関する解説資料について（案）

概 要

諸外国における雇用の多様化など労働市場が複雑化する中で、単一の指標では雇用情勢の実態を的確に捉えることが困難になっている。これを背景として、労働力の需要供給の状態を示す未活用労働の概念を導入するため、2013年10月に、国際労働機関（ILO）において「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」が採択された。

この決議及び我が国における雇用の多様化を踏まえ、「未活用労働」という新たな定義・概念の追加及び「未活用労働指標」等の作成を予定している。

新たに導入する用語・定義の解説や諸外国の情報を解説資料として作成し、未活用労働指標の公表前にホームページ（Q&A）に掲載することなどを通じて、労働力調査結果の利用者に対して適切な情報発信をしていく。

解説資料

- 1 未活用労働の導入の背景について
- 2 未活用労働について
 - (1) 未活用労働における失業者について
 - (2) 未活用労働における追加就労希望就業者について
 - (3) 未活用労働における潜在労働力人口について
- 3 新たに作成する未活用労働に関する指標について
- 4 未活用労働指標と併せて作成する、未活用労働補助指標について
- 5 未活用労働指標の各国の状況について
- 6 未活用労働に関する指標の公表について
- 7 その他
 - (1) 未活用労働における失業者と完全失業者の違いについて
 - (2) 詳細集計における労働力人口の範囲について

1 未活用労働の導入の背景について

- 労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としており、この調査から得られる就業者や完全失業者の数、完全失業率等は、雇用情勢の動向を表す重要な指標となっています。
- 就業者や完全失業者の定義は、各国同様、国際労働機関（ILO）の1982年の第13回国際労働統計家会議で決議された国際基準（以下「ILO基準（1982年決議）」という。）に準拠しています。
- しかしながら、非正規雇用の増加に見られるように就業の形態は多様化し、雇用・失業を取り巻く環境も一様でなくなるなど、就業・不就業を巡る状況は大きく変化してきました。

このため、ILOにおいて、単に就業者、失業者、非労働力人口に分けるだけでなく、それらの境界領域にある者について多面的な情報を把握するための検討が行われました。
- 具体的には、失業率という単一の指標では捉えきれなかった人を把握し、未活用労働として指標化する検討が行われ、2013年10月の第19回会議において、ILO基準（1982年決議）は見直され、失業率を含む新たな複数の未活用労働に関する指標を作成すること（以下「ILO基準（2013年決議）」という。）が決議されました。
- ILO基準（2013年決議）に対応するため、我が国では、平成30年1月から調査票を変更し、多様化する雇用実態を明らかにすることを目的として、未活用労働に関する指標等を四半期ごとに公表していきます。

2 未活用労働について

○ ILO基準（2013年決議）では、就業者、完全失業者、非労働力人口の3つの分類のほか、就業者であるが「もっと働きたい」と考えている者や、非労働力人口であるが「働きたい」と考えている者などを、未活用労働として把握します。

○ ILO基準（2013年決議）において把握することとされた、未活用労働（Labour underutilization）は、以下の3つから成り立っています。

（1）失業者（person in unemployment）

就業しておらず、4週間又は1か月以内に求職活動をしており、就業可能な者

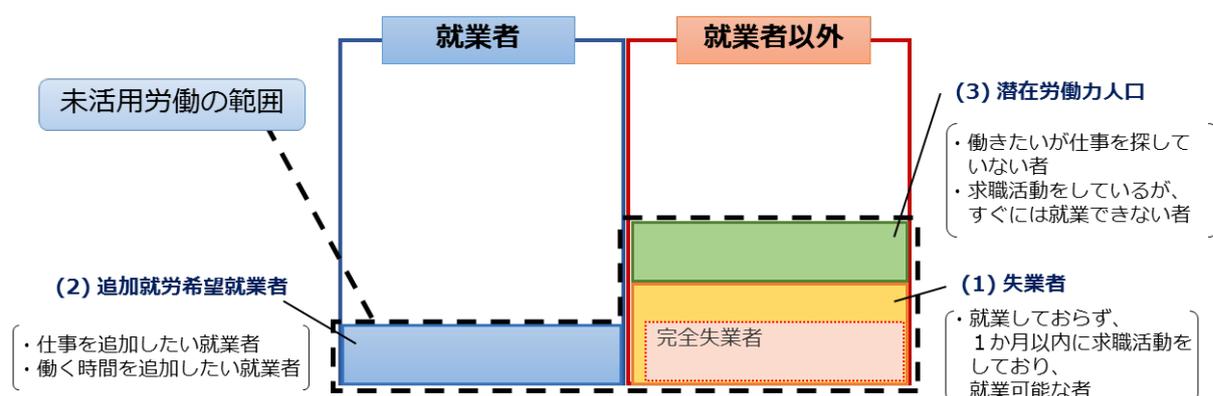
（2）追加就労希望就業者（Time-related underemployment）

就業者のうち、一定の基準以下の就業時間で、就業時間の追加を希望しており、追加することができる者

（3）潜在労働力人口（Potential labour force）

就業者でも失業者でもない者のうち

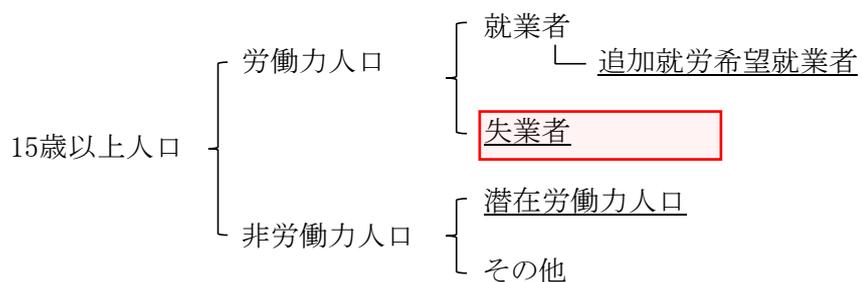
- ・ 仕事を探しているが、仕事があってもすぐ就くことができなかったものの、短い期間内に仕事に就くことができる者
- ・ 仕事を探していないが、仕事に就くことを希望しており、仕事があればすぐ就くことができた者



2 (1) 未活用労働における失業者について

- 失業者（person in unemployment）とは、就業しておらず、4週間又は1か月以内に求職活動をしていて、仕事があればすぐ仕事に就くことができる者をいいます。

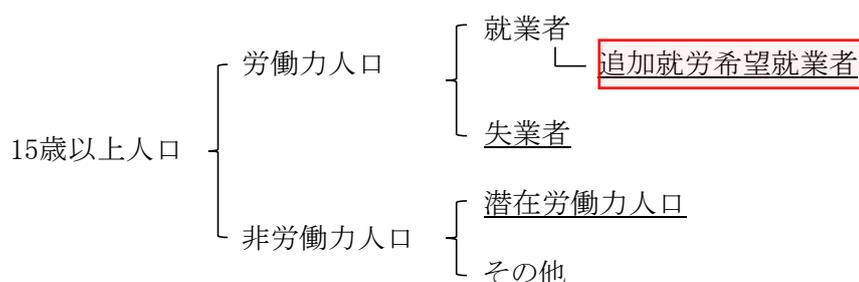
我が国では、1か月以内に求職活動を行った者（以前の求職活動の結果を待っていた者を含む）とします。



※ 下線は未活用労働

2 (2) 未活用労働における追加就労希望就業者について

- 追加就労希望就業者（Time-related underemployment）とは、就業者のうち、今の仕事の就業時間を追加したり、新しく仕事を追加することが可能な者であり、就業時間に関連する不完全な就業者を把握するものです。



※ 下線は未活用労働

- ILO基準（2013年決議）における追加就労希望就業者とは、以下の4つの要件を満たす者です。

- ① 就業者であること
- ② 一定の基準以下の就業時間であること
- ③ 就業時間の追加を希望していること
- ④ 就業時間の追加ができること

我が国では、国際的に最も閾値としている割合の多い35時間を基準とし、35時間未満の就業者で、もっと働きたいと考えていて、実際に働くことができる者とします。

- 具体的には、パートタイムで週30時間働いているが、フルタイムで週40時間働くことを希望している者や、副業など、更に仕事を追加したい者などが考えられます。
- なお、我が国の労働力調査では、従来から、就業時間35時間という基準で短時間か否かを判定しており、我が国のほとんどの企業の週所定労働時間も週35時間以上です。

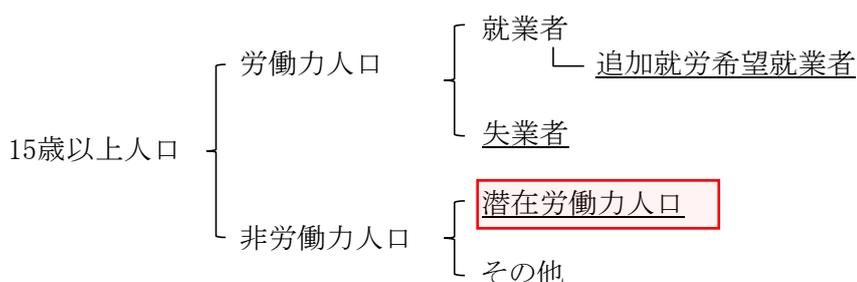
（参考）週所定労働時間階級別企業構成比

週所定労働時間	構成比 (%)
34:59以下	0.0
35:00～35:59	2.5
36:00～36:59	2.7
37:00～37:59	8.2
38:00～38:59	11.1
39:00～39:59	8.3
40:00	65.0
40:00～	2.2

出典：平成28年就労条件総合調査報告（厚生労働省）第3表

2 (3) 未活用労働における潜在労働力人口について

- 潜在労働力人口 (Potential labour force) とは、就業者でも失業者でもない者のうち、仕事を探しているがすぐには働くことができない者や、働きたいが仕事を探していない者といった、実態は失業者に近い状態の者を把握するものです。



※ 下線は未活用労働

- ILO基準 (2013年決議) における潜在労働力人口とは、非労働力人口のうち、以下に該当するすべての者です。
 - ・仕事を探しているが、仕事があってもすぐ就くことができなかったものの、短い期間内に仕事に就くことができる者
 - ・仕事を探していないが、仕事に就くことを希望しており、仕事があればすぐ就くことができた者 (求職意欲喪失者)

- 我が国でも、ILO基準 (2013年決議) に準拠し、潜在労働力人口は以下の要件を満たす者とします。

【ケース1】

- ① 就業していない
- ② 1か月以内に求職活動を行っている
- ③ すぐではないが、2週間以内に就業可能な者

【ケース2】

- ① 就業していない
- ② 1か月以内に求職活動を行っていない
- ③ 就業を希望している
- ④ 現に就業可能な者

- 具体的には、「ケース1」は、求職活動中で、すぐには就業できないが2週間以内に就業可能となる者で、「ケース2」は、すぐの就業を希望しているが、自分に合う仕事がない等の理由で、求職活動を行っていない者です。

- なお、結果表では、「ケース1」を「拡張求職者」、「ケース2」を「就業可能非求職者」と記載します。

3 新たに作成する未活用労働に関する指標について

- 多様化する雇用実態を明らかにするため、ILO基準（2013年決議）において作成することとされた未活用労働に関する指標は、以下のLU1～LU4で示す4つの指標です。

未活用労働指標1 (LU1) (失業率)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$
未活用労働指標2 (LU2) (追加就労希望就業者を加えた率)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$
未活用労働指標3 (LU3) (潜在労働力人口を加えた率)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$
未活用労働指標4 (LU4) (追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$

- LU1～LU4の4つの指標の詳細は以下のとおりです。

①未活用労働指標1 (LU1) (失業率)

ILO基準（2013年決議）に対応した失業率です。

労働力人口に対して、現在働いておらず、1か月以内に求職活動を行っている人がどれだけいるかを示す指標です。

○ 未活用労働指標1 (LU1)

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
		分子	
	分母		

未活用労働の範囲

②未活用労働指標 2（L U 2）（追加就労希望就業者を加えた率）

失業者に追加的に就業を希望する者を加えた率です。

労働力人口に対して、失業者と、現在働いていて、追加的に働くことができる人（追加就労希望就業者）を合わせた人がどれだけいるかを示す指標です。

仮にL U 1 が低下していてもL U 2 が上昇している局面では、失業者は減少しているが、追加的に働きたい人が増加している状況であり、L U 1 の低下ほど雇用情勢は改善していないと見ることもできます。

○ 未活用労働指標 2（L U 2）

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
分子		分母	
分母			

未活用労働の範囲

③未活用労働指標 3（L U 3）（潜在労働力人口を加えた率）

失業者に、潜在労働力人口（非労働人口の一部）を加えた率です。

労働力人口と潜在労働力人口を合わせたものに対して、失業者と、求職活動を行っていて、すぐではないが2週間以内に就業可能な者と、求職活動はしていないが、すぐに就業可能な者を合わせた人がどれだけいるかを示す指標です。

仮にL U 1 とL U 3 の差が大きい局面では、働きたいが、求職をあきらめたため非労働力人口となっている人が多い状況等であり、活用されていない労働力人口が多く存在しているとも見ることができます。

○ 未活用労働指標 3（L U 3）

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
分子		分母	
分母			

未活用労働の範囲

④未活用労働指標4（LU4）

（追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率）

失業者に、追加就労希望就業者及び潜在労働力人口を加えた率です。

LU3に追加就労希望就業者を加えたもので、追加就労希望就業者と潜在労働力人口を合わせた人がどれだけいるかといった、未活用労働全体の大きさを示す指標です。

LU4は、最も広く未活用の労働力を把握するもので、失業者のほか、労働市場で活用可能な人全てを対象とした率ということができます。

○ 未活用労働指標4（LU4）

労働力人口		非労働力人口	
就業者	追加就労希望就業者	失業者	潜在労働力人口
		分子	
		分母	

未活用労働の範囲

4 未活用労働指標と併せて作成する、未活用労働補助指標について

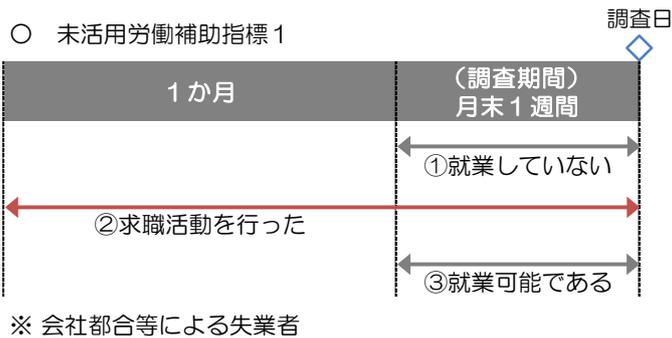
- 未活用労働に関する指標の作成に併せ、我が国では失業率のオプションとして、2つの補助指標を追加作成します。

$$\text{未活用労働補助指標 1 (会社都合等による失業率)} = \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

$$\text{未活用労働補助指標 2 (就業可能時期を2週間以内に拡大した失業率)} = \frac{\text{失業者 + 2週間以内に働くことができる者}}{\text{労働力人口 + 2週間以内に働くことができる者}} \times 100$$

① 未活用労働補助指標 1 (会社都合等による失業率)

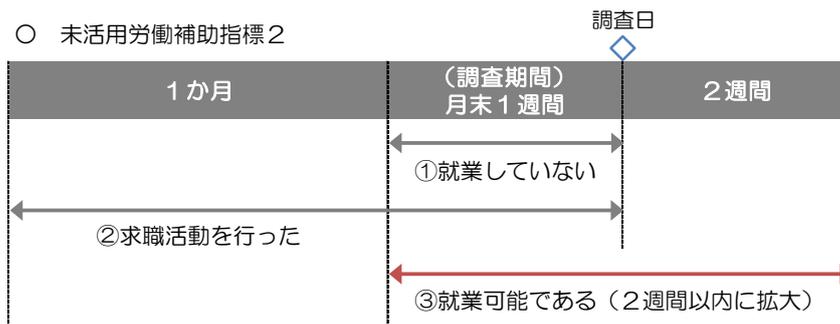
失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勧奨退職、雇い止めのため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者を把握するものです。



② 未活用労働補助指標 2 (就業可能時期を2週間以内に拡大した失業率)

1か月以内に求職活動をしていて、すぐに就業可能な者(失業者)と2週間以内に就業可能な者を把握するものです。

LU1(失業率)よりも就業可能時期を広げたもので、就業可能時期を2週間以内としているEU(欧州連合)との比較を可能にするものです。



5 未活用労働指標の各国の状況について

未活用労働指標の国際比較

	日本 (南関東)	韓国	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
LU1	3.7	3.7	4.9	4.8	4.1	10.1	11.7
LU2	6.4	5.6	—	9.7	7.5	15.7	14.6
LU3	4.6	9.0	5.9 [*]	7.6	6.4	13.3	21.9
LU4	7.4	10.7	9.6 [*]	12.4	9.7	18.7	24.4

注) 日本(南関東)は2015年10月～2016年3月の6か月平均、他は2016年平均

※ アメリカのLU3は、労働統計局が公表しているU5(縁辺労働者を含む指標)、LU4はU6(縁辺労働者及び経済的な理由による短時間労働を含む指標)を掲載している。

なお、縁辺労働者には、ILO決議の潜在労働力人口のうち以下が含まれない。

- ・仕事を探しており、すぐには仕事に就くことができないが、後に就くことができる者
- ・就業を希望し、仕事があればすぐ就くことができる者のうち、過去1年間に求職活動をしていない者

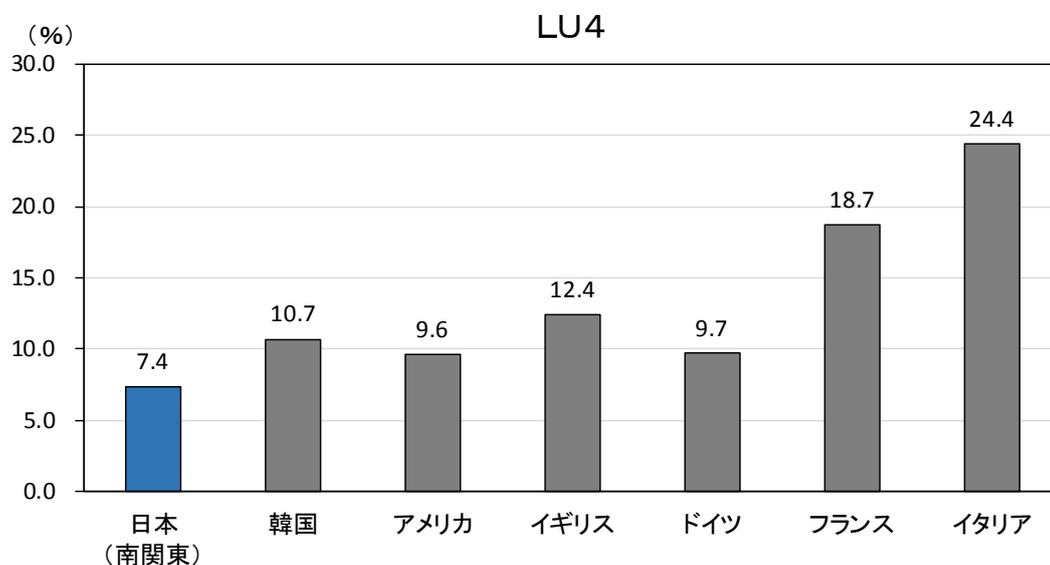
出典) 日本(南関東)：就業希望の把握に関する準備調査(総務省統計局)

韓国：Korean Statistical Information Service

アメリカ：U.S. Bureau of Labor Statistics

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア：Eurostat

○ 最も広い未活用労働を示すLU4を比較すると、以下のグラフとなります。

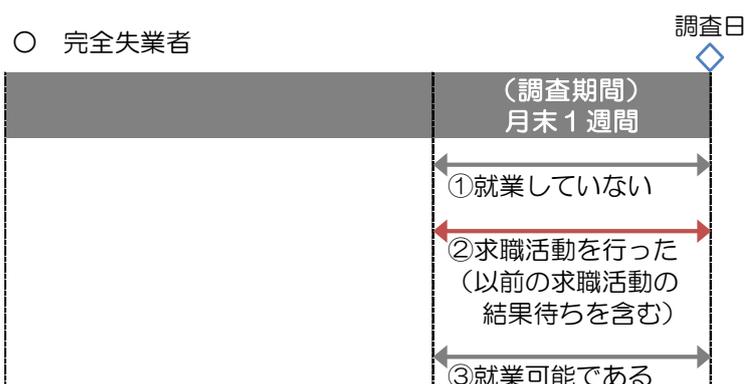
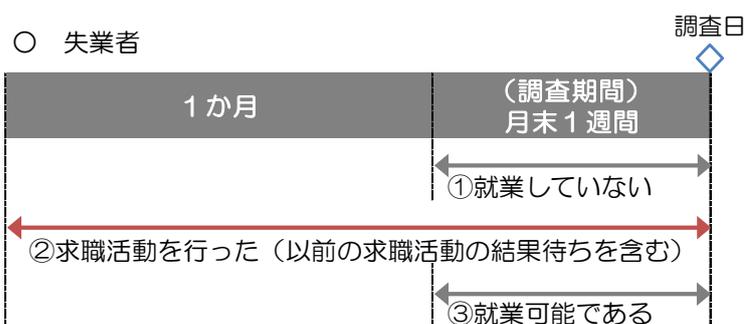


6 未活用労働に関する指標の公表について

- 未活用労働に関する指標（LU1～LU4）及び2つの補助指標は、四半期ごとの詳細集計で公表します。
平成30年1月から調査票を変更するため、未活用労働指標は、平成30年1～3月期平均から公表する予定です。
- 毎月の基本集計では、引き続き完全失業率を公表します。

7（1）未活用労働における失業者と完全失業者の違いについて

- 未活用労働における失業者は、完全失業者に加えて、月末1週間に少しでも仕事をしなかった学生・家事をしていた者・高齢者などのうち、1か月以内に求職活動を行い、すぐに就業可能な者が含まれます。
- また、失業者と完全失業者は、求職活動を行った期間に違いはありますが、両者とも以前の求職活動の結果を待っていた者を含みます。

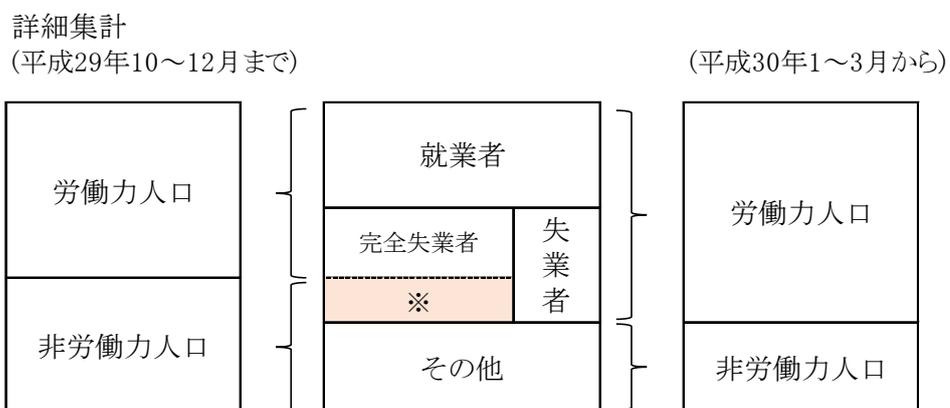


7 (2) 詳細集計における労働力人口の範囲について

- 詳細集計においては、平成30年1～3月期平均から、未活用労働指標及び、未活用労働として、失業者、潜在労働力人口等を公表することに伴い、就業者と失業者を合わせた者を労働力人口とします。

そのため、労働力人口の範囲は、それ以前の労働力人口（就業者＋完全失業者）と異なりますので、比較の際には注意が必要です。

- なお、基本集計においては、平成30年1月以降も、引き続き完全失業率を公表していくことから、労働力人口は、就業者と完全失業者を合わせた者とし、範囲に変更はありません。



※ 1週間に少しも仕事をしなかった学生・家事をしていた者・高齢者などの人のうち、1か月以内に求職活動をして、仕事があればすぐに就くことができる人